

議案第 10 号

調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 25 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

東京都の規程「学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程」の廃止に伴い、調布市の規程の整合を図るため提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和46年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程（昭和59年東京都教育委員会訓令第9号）」を「学校職員の休暇処理に関する規程（平成15年東京都教育委員会訓令第5号）」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|---|-----------|----------|-------|--|---------|-----------|----------|-------|
| <p>○調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則 昭和46年3月8日教育委員会規則第3号 (趣旨)</p> | <p>○調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則 昭和46年3月8日教育委員会規則第3号 (趣旨)</p> | | | | | | | | |
| <p>第1条 調布市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年調布市条例第28号。以下「条例」という。)に基づく調布市の設置する学校(以下「市立学校」という。)に勤務する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する者に限る。)の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> | <p>第1条 調布市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年調布市条例第28号。以下「条例」という。)に基づく調布市の設置する学校(以下「市立学校」という。)に勤務する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する者に限る。)の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> | | | | | | | | |
| <p>(専念義務免除の承認権者)</p> | <p>(専念義務免除の承認権者)</p> | | | | | | | | |
| <p>第2条 条例第2条に規定する免除の承認(以下「専念義務免除の承認」という。)は、次の表の左欄に掲げる者につき、同表右欄に掲げる者が行う。</p> | <p>第2条 条例第2条に規定する免除の承認(以下「専念義務免除の承認」という。)は、次の表の左欄に掲げる者につき、同表右欄に掲げる者が行う。</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 804 613 845">1 市立学校長</td> <td data-bbox="622 804 1066 845">市教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 852 613 893">2 上欄以外の者</td> <td data-bbox="622 852 1066 893">市立学校長</td> </tr> </table> | 1 市立学校長 | 市教育委員会教育長 | 2 上欄以外の者 | 市立学校長 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 804 1612 845">1 市立学校長</td> <td data-bbox="1621 804 2065 845">市教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 852 1612 893">2 上欄以外の者</td> <td data-bbox="1621 852 2065 893">市立学校長</td> </tr> </table> | 1 市立学校長 | 市教育委員会教育長 | 2 上欄以外の者 | 市立学校長 |
| 1 市立学校長 | 市教育委員会教育長 | | | | | | | | |
| 2 上欄以外の者 | 市立学校長 | | | | | | | | |
| 1 市立学校長 | 市教育委員会教育長 | | | | | | | | |
| 2 上欄以外の者 | 市立学校長 | | | | | | | | |
| <p>(専念義務免除の申請)</p> | <p>(専念義務免除の申請)</p> | | | | | | | | |
| <p>第3条 専念義務免除の承認を受けようとする者は、<u>学校職員の休暇処理に関する規程(平成15年東京都教育委員会訓令第5号)</u>第2条に規定する様式により前条に規定する承認権者に提出しなければならない。ただし、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年東京都条例第98号)第2条第1号に規定する適法な交渉及びその準備を行う場合には、職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿(別記様式)によるものとする。</p> | <p>第3条 専念義務免除の承認を受けようとする者は、<u>学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程(昭和59年東京都教育委員会訓令第9号)</u>第2条に規定する様式により前条に規定する承認権者に提出しなければならない。ただし、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年東京都条例第98号)第2条第1号に規定する適法な交渉及びその準備を行う場合には、職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿(別記様式)によるものとする。</p> | | | | | | | | |
| <p>附 則(令和4年3月 日教委規則第 号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> | | | | | | | | | |